

# 私たちの市会



市会議場（市役所本庁舎内）



京都市会マスコットキャラクター  
またきち・マタリーヌ

私たちの生活に関わりの深い  
「京都市会」についてご紹介します。

京都市会

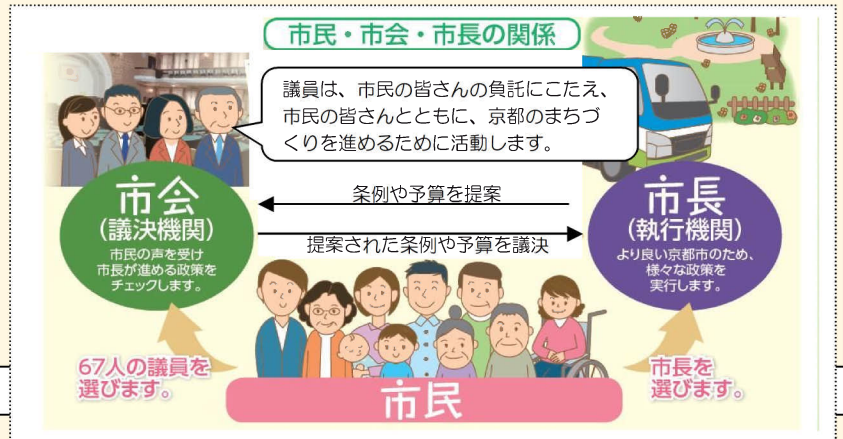
## 市会の役割

京都市では、福祉、教育、道路・公園の整備など、私たちの生活に深く関わる様々な仕事をしています。このため、市政には、市民の皆さんの意見が十分に反映されていなければなりません。そこで、市民の皆さんは、その代表者として、市会議員と市長を直接選挙し、市政の運営をゆだねています【二元代表制】。

市会は、条例案など市政に関する様々な審議を行い、市としての意思や基本的な方針を決める議事機関としての役割を持っています。一方、市長は、市会の決定に基づいて、市民の皆さんための仕事を実際に進めていく執行機関としての役割があります。また、市会は、市政が適正に行われているかどうかを監視する役割も持っています。

このように、市会と市長は、独立・対等で車の両輪のような関係にあり、互いに協力・けん制し合いながら、市民の皆さんのためのより良い市政の実現に努めています。

一般的には、市の議会のことを「市議会」といいますが、京都市では、議会が置かれた明治時代から既に使われている「市会」という呼び方を用いています。



## 市会の主な権限

市会には、市民の代表として十分な活動ができるように、様々な権限が与えられています。

### ○ 議決権

市会の権限のうち最も基本的なもので、条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定、重要な契約の締結などを議決し、市としての意思決定などを行います。

### ○ 選挙権と同意権

議長・副議長や選挙管理委員などを選挙します。

また、市長が副市長や監査委員などを選任するときに同意を与えます。

### ○ 検査権・監査の請求権

市の事務に関する書類や計算書を検閲するなどして、事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができます。また、監査委員に監査を求め、その結果の報告を求めることができます。

### ○ 調査権

市の事務を市会として独自に調査し、必要に応じて関係者の出頭や証言などを求めることができます。

### ○ 意見書の提出権

市の公益に関することについて、国会や関係のある省庁等に意見書を提出することができます。

### ○ 請願・陳情の受理権

市政に対する要望など、市民から提出された請願・陳情を受理します。

## 市会の構成

市会は、市民の皆さんから選挙で選ばれた議員により構成されます。

### ○ 議員

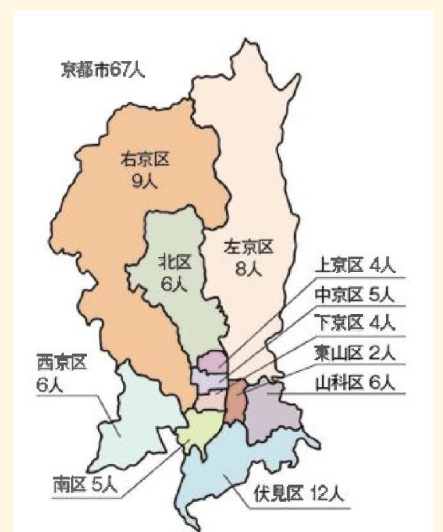
議員は、市民の皆さんの代表として、その声を市政に反映し、市民の皆さんの福祉の増進に努めます。なお、京都市会の議員定数は67人で、議員の任期は4年です。各選挙区別の議員定数は、右図のとおりです。

### ○ 議長・副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は、市会の代表であり、議場の秩序を保ち、会議を進め、市会の事務を指揮・監督します。副議長は、議長が不在のときに、議長に代わってその職務を行います。

### ○ 会派

政治的に同じ考え方や意見を持った議員が集まってつくる市会内の団体のことをいいます。京都市会では、交渉団体としての会派の結成は、5人以上の所属議員が必要です。



## 市会の運営

京都市会では、平成26年度から、定例会の回数を年1回とする「通年議会」を導入しています。

年1回の定例会では、おおむね1年間の会期（議会が法的に活動することができる期間）を定め、会期中には、集中的に本会議や委員会を開いて議案等の審議を行うための審議期間（年4回：5月、9月～10月、11月～12月、2月～3月）を定例的に設けるとともに、緊急に議案等の審議が必要な場合には、別途必要な審議期間を設けることとしています。

また、会期中は、審議期間外も、定期的に委員会を開き、付託事件や請願等の審査を行うほか、市政の報告の聴取、所管事務に関する調査や視察を行うなど活発に活動しています。

### ○ 本会議

全議員が集まって開く会議で、議案の可否などについて、市会の意思を最終的に決定します。



本会議場

### ○ 委員会

本会議での審議を効率的に行うため、少人数の議員による委員会を設け、議案などについて詳細で専門的な審査を行います。



委員会室

### ◇ 常任委員会

常設の委員会で、条例などの議案や請願等の審査を行うとともに、それぞれの委員会が担当する市の事務に関する調査などを行っています。

総務消防委員会 (13名)	環境福祉委員会 (13名)	文教はぐくみ委員会 (14名)	まちづくり委員会 (14名)	産業交通水道委員会 (13名)
市の計画、財政、税金、防災、消防など	環境、ごみ、福祉、医療など	文化、スポーツ、市民生活、子育て、教育など	都市計画、景観、道路、公園など	観光、商工業、農林業、市バス、地下鉄、水道、下水道など

### ◇ 特別委員会

特定の問題を審査・調査するため、必要に応じて設置される委員会で、性格上、その問題が終了するまで存続するものです。予算・決算については、特別委員会(67名)、第1～3分科会(22～23名)を設置して審査を行っています。

### ◇ 市会運営委員会

市会内部の連絡交渉などのために置かれているもので、本会議の議事運営をはじめ、会議規則、議長の諮問事項、その他市会の運営について協議を行います。

## 市会の傍聴など

### ○ 傍聴（本会議、予算・決算特別委員会（市長総括質疑））

市会の本会議及び予算・決算特別委員会（市長総括質疑）は、傍聴していただけます（盲導犬・介助犬・聴導犬の同伴可）。開会の1時間前から、市役所本庁舎1階の庁舎案内所で、先着順に傍聴券を交付しています。

本会議については、5日前（土・日曜、祝・休日を除く。）までの申込みにより、傍聴席で手話通訳を実施します。

### ○ モニター放映（委員会）

常任委員会及び特別委員会等の質疑の様子は、市会モニター視聴室でご覧いただけます（盲導犬・介助犬・聴導犬の同伴可）。開会の1時間前から、市役所本庁舎2階の市会受付で、先着順に視聴券を交付しています。

### ○ インターネット議会中継

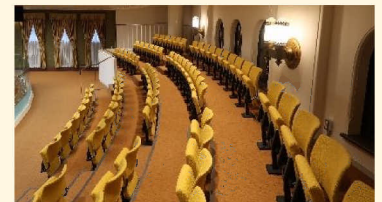
本会議、常任委員会、特別委員会は、市会のホームページからインターネットによる生中継及び録画放映をご覧いただけます。

### ○ テレビ中継

本会議における各党派の代表質問（質疑）について、KBS京都による生中継を手話通訳を交えて行っています。

### ○ 区役所・支所でのDVD放映

より多くの市民の方に市会に接していただけるように、区役所・支所において、予算・決算特別委員会（市長総括質疑）のDVD放映を実施（市長総括質疑の約5日後から1週間程度）しています。



本会議場傍聴席

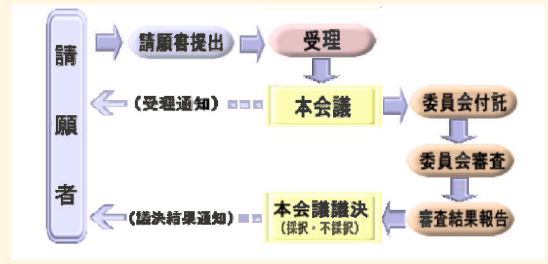
## 請 願 ・ 陳 情

市民の皆さんはどなたでも、市政に関する要望などについて、請願や陳情として市会に提出することができます。

議員の紹介があるものを請願、ないものを陳情といいます。

本会議で採択された請願のうち、措置することが適当と認めるものは、市長などに通知し、要望などの実現を要請します。

なお、陳情については、議員の紹介は不要ですが、採択・不採択の議決は行いません。



## 市会の広報・情報の公開など

### ○ 市会だより等の刊行物

市民の皆さんに市会の活動をお知らせして、市会や市政への理解と関心を高めていただくため、「京都市会だより」や各種刊行物（リーフレット、ポスターなど）の発行を通じて広報活動を行っています。

### ○ 市会ホームページ

市会の役割や構成などを分かりやすく説明するとともに、会議の日程や審議結果、委員会の活動などの情報を掲載しています。本会議や委員会の記録、政務活動費に関する執行状況や収支報告書なども公開しています。

### ○ 市会図書・情報室（市役所本庁舎2階）

議員の市政その他の調査研究のために設置し、官報及び政府刊行物、京都市や京都府の刊行物、図書、新聞、雑誌及び各種資料等を収集保管しています。市民の皆さんもご利用いただけます（貸出しは行っていません）。

### ○ 情報の公開

本会議や委員会の記録・各種資料、議員の資産等に関する報告書、政務活動費に関する報告書や領収書などについては、市会図書・情報室で閲覧していただけます。



## 京都市会基本条例

京都市会では、平成26年3月に、京都市会の「議会基本条例」となる京都市会基本条例を制定し、市会や議員が議会活動を行ううえでの理念や原則・制度など、基本となることを定めています。

### ○ 条例制定の目的

- ・市会と議員の役割を明確にすること。
- ・市会のあるべき姿や市会の目指すべき方向性を、全議員の共通認識とすること。
- ・市会改革の取組に根拠を与えること。

その先にある究極の目的は…

⇒ 市民の皆さんからの負託にこたえ、市民生活の向上と京都市の発展に貢献することです。

### ○ 条例の特徴

- ・「京都ならではの自治の歴史」に注目し、「前文」で京都らしさを表現
- ・市長等に対する監視機能の強化や、政策立案・政策提案の活性化を規定
- ・市民の皆さんにとって開かれた市会となることを重視
- ・大学の多い京都のまちの特性をいかし、専門的な知見の積極的な活用を規定



〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488  
 京都市会事務局（市役所本庁舎2階）  
 総務課（庶務、本会議の傍聴）電話 075(222)3700 FAX 075(222)3713  
 議事課（議事運営、請願・陳情受付）電話 075(222)3703 ※ 3課共通  
 調査課（調査、法制、広報）電話 075(222)3697



（令和5年6月改訂）